# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から同年11月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、全て妻が行っており、申立期間についても妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたはずである。妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から平成2年3月までの国民年金保険料について申立期間を除き、全て納付しているほか、その妻も昭和36年4月から加入可能年数29年を満たす平成2年3月までの保険料を完納しており、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人が居住する市が保管する更新後の国民年金被保険者名簿では、昭和 36 年度の納付済月数は 12 月と記録されている上、申立期間の保険料が未納となっていた場合は、保管がなされているはずである申立人の特殊台帳は存在しない。

加えて、申立人が居住する市が保管する更新前の国民年金被保険者名簿の申立期間の欄には、納付日とみられる「38.2.11」のほかに、この記録と相矛盾する時効により納付されていないことを表す「時効消滅」との記録がいずれも抹消されないまま併記されている上、申立期間直後の昭和 36 年 12 月か

ら37年3月までの国民年金保険料が時効到来後の45年6月15日に納付された記録となっているなど、行政側の記録管理及び事務管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、平成17年7月及び同年8月は20万円、同年9月から21年1月までは22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人に係る標準報酬月額の記録については、平成17年7月から20年3月までを22万円に、同年4月を20万円に、同年5月から21年1月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和49年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から21年2月1日まで

平成21年のねんきん定期便により、A社における17年7月から21年8月までの標準報酬月額が11万8,000円とされていることを知った。給与明細書の給与支給額(22万5,000円程度)及び預金通帳の給与振込額(19万円)を大きく下回っているので、事業主に申し出たところ、訂正届が出されたが、申立期間については年金給付に反映されない訂正にとどまっていると聞いた。年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は当初 11 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月に、17 年 7 月及び同年 8 月は 20 万円に、同年 9 月から 21 年 1 月までは 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75

条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(20万円又は22万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(11万8,000円)となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により確認又は推認できる申立期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額11万8,000円を上回っており、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び預金通帳の給与振込額から確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成17年7月から20年3月までの期間及び同年5月から21年1月までの期間を22万円に、上記の給与明細書から確認できる厚生年金保険保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、20年4月を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料(訂正前の標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

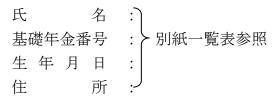
## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人に係る申立期間の標準賞与額に係る記録を(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等



#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 別紙一覧表参照

A社から申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、その記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与支給明細書から、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書から、(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
岡山 事案1504			男	昭和49年生	3	平成18年12月22日	22万円
						平成19年8月12日	23万1,000円
					3	平成19年12月22日	23万1,000円
						平成20年8月12日	23万3,000円
					3	平成20年12月22日	23万3,000円
岡山 事案1505			男	昭和56年生	3	平成18年12月22日	21万2,000円
						平成19年8月12日	21万8,000円
					3	平成19年12月22日	21万8,000円
						平成20年8月12日	22万円
					3	平成20年12月22日	22万円
岡山 事案1506			男	昭和54年生	3	平成18年12月22日	22万円
						平成19年8月12日	22万円
					3	平成19年12月22日	22万円
						平成20年8月12日	23万4,000円
					3	平成20年12月22日	23万4,000円
岡山 事案1507			女	昭和49年生	3	平成18年12月22日	23万6,000円
						平成19年8月12日	24万円
					3	平成19年12月22日	24万円
						平成20年8月12日	23万6,000円
					3	平成20年12月22日	23万6,000円
岡山 事案1508			男	昭和26年生	3	平成18年12月22日	35万7,000円
						平成19年8月12日	35万8,000円
					3	平成19年12月22日	35万8,000円
						平成20年8月12日	35万9,000円
					1	平成20年12月22日	35万9,000円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年4月から 47 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から47年3月まで

昭和 38 年4月頃に国民年金制度ができたことを知り、当時居住していた区において加入手続を行うとともに夫が1年分の国民年金保険料として1,200 円を納付した。翌年以降の保険料も夫が区役所において年払いにより納付したが、2年目の保険料は2倍の2,400 円となっていた。その後、昭和42 年に転居した県外の市においても夫が市役所において年払いにより国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、47 年4月以降の記録しか無いのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 6 月に、同年 4 月 28 日を資格取得日として払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この加入時点では、申立期間において国民年金の任意加入の対象者であった申立人は、申立期間に遡って国民年金に加入することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその夫から聴取してもその状況(加入手続時期、年金手帳の交付状況、納付回数、納付方法等)は不明である。

さらに、申立期間は 108 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政(複数の市)の記録管理に誤りが生じ続けたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から63年6月まで

昭和 50 年 10 月に結婚し、夫婦で国民年金に加入した。夫が毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 10 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部(昭和50年10月から62年8月まで)の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る年金受給権の確認表 (平成元年10月26日作成)から、申立人が国民年金に加入した平成元年10 月時点における申立人の国民年金保険料の未納月数は204月(17年)であり、 申立期間を含む申立人が20歳となった昭和47年\*月から平成元年3月まで は未納であったことが確認できる。

さらに、申立期間は 153 か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫の納付に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 45 年 3 月まで

昭和 42 年7月に事業所を退職し、事業(自営業)の準備を始めた頃に 国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。43 年1月から 45 年2月までは厚生年金保険にも加入しているが、重複して国民年金保険料も納付していた。

昭和 45 年4月に妻を国民年金に加入させた時に、私が妻と同時に国民年金に加入したという誤った事務手続が行われたために申立期間が未加入とされていると思われるので、年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 5 月 6 日に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部(昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで)の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和 42 年 7 月から国民年金手帳記号番号が払い出されている 45 年 5 月まで同一の町(現在は、市)に居住していたと供述しており、仮に申立人が主張する 42 年 7 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、45 年 5 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた上記の町は、「納付書による 国民年金保険料の納入制度が始まったのは昭和 45 年 7 月(昭和 45 年 4 月分 保険料から適用)であり、それ以前の保険料は専任徴収員の集金による収納 であった。」と回答しており、申立期間の国民年金保険料を納付書により町 役場において納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられ る。 加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 岡山厚生年金 事案 1509

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月5日から34年10月10日まで 昭和36年8月1日から38年11月11日までの期間について、A社にお ける厚生年金保険の被保険者記録があるが、これとは別に同社で勤務した 記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

# 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録から、A社は昭和36年8月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の役員も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の勤務した期間についての記憶は曖昧であるほか、申立人 に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわ せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 岡山厚生年金 事案 1510 (事案 1160 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から10年8月1日まで 申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比較して低くなっていることに 納得できないので、記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。新た な資料として、申立期間当時(平成10年)の年間所得額が519万円であっ たことを示すカードローン借入申込書が見つかったので、再度申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない、ii)申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない、iii)オンライン記録において、申立人及び他の従業員に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の報酬額を証明する資料として新たにカードローン借入申込書を提出したが、当該ローン取引契約の相手方であるA社は、当時のカードローン借入申込みに係る取扱いについて、「前年度年収欄の金額は申込者の申告に基づいて記載しており、源泉徴収票などによる確認はしていなかった。」と回答している上、上記借入申込書には、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が申立期間について控除されたことをうかがわせる記載は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1511 (事案 167 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和32年3月1日から34年7月31日まで 申立期間については、Aビルの屋上に開設されていたBというC教室に 講師として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたとして記録の 訂正を申し立てたが、認められなかった。当時、Aビルにおいて勤務して いた同僚の氏名も記憶している上、彼らの勤務状況等の詳細な記憶につい

ても勤務していなければ分からないはずであるため、再度申し立てる。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無い、ii) Bは厚生年金保険の適用事業所となっていない、iii) Bを開設していたと考えられるD社は、申立人の厚生年金保険の加入等については不明であると回答しているなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、Aビルに勤務していた同僚(当時)の氏名や勤務状況等を記憶しており、勤務していたことは間違いないとして、年金記録を訂正してほしいと主張しているが、上記同僚から、申立人がBにおいて厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られないなど、同事業所が適用事業所であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が上記同僚の加入している厚生年金保険の各適用事業所において加入していたことをうかがわせる事情も見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1512

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月14日から30年3月30日

② 昭和30年5月5日から38年6月30日

A社を退職した昭和 38 年6月当時は脱退手当金の制度自体を知らなかった。事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶もなく、そのような状況の中で脱退手当金を請求しているはずがないので、受給したこととされている年金記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から社会保険事務所(当時)に回答したことを意味する「回答済」の押印がある上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年10月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立てに係る事業所は、当時、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨回答しているところ、同事業所において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後2年以内に資格を喪失した女性の脱退手当金の受給資格者は14人みられるが、そのうちの8人に脱退手当金の支給記録が有り、連絡先が判明し回答があった一人は、当時、同事業所が退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていた旨回答している。その上、申立人は、両親の看病及び育児のために同事業所を退職し、その後に再就職する意思はなかった旨供述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという 主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらな い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。